

令和6年度第2回船橋警察署協議会

1 開催日

令和6年9月26日（木曜日）

2 開催場所

船橋警察署

3 出席者

（1）協議会側 10人

（2）警察署側 署長以下13人

4 業務報告

防犯対策電話録音機の設置及び使用方法について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】

駐車監視員活動ガイドラインについて

【答申】

なし

6 委員からの意見・要望等

（1）【要望】自転車のマナーについて、

若者の自転車利用者の中で、横断歩道の斜め横断、ヘルメット未着用、逆走、横断歩道内で歩行者に対してベルを鳴らす等の悪質なマナー違反が目立ち、非常に危険なので警察で指導してもらいたい。

【回答】自転車のルール、マナーについてですが、現在も警察署の方で各学校や団体、企業向けに交通安全教室、または交通安全講話等で必須項目として指導しています。当署は、学校、団体、企業向けに安全教室、安全講話を開催するごとに自転車の安全利用について必ず講義を実施しています。

自転車に対する取り締まりについてですが、警察署ごとに、自転車の指導、啓発、重点地域、路線を定めており、突発的、偶発的に発生した自転車の違反を取り締まっているだけではなく、事前に船橋市内の地区においてよく見られる違反形態を明示し、また、悪質で危険な交通違反に対し、「検挙措置を講ずる、厳正に対処する」旨を県警ホームページ上でも明言するなどして、取り締まり、指導、警告等を実施してます。

引き続き、広報啓発、安全運転教室、交通安全講話で指導すべき必須項目として、継続的に指導していくとともに、指導、取締りをもって対応していきます。

（2）【意見】電動アシスト自転車に対する法整備について

電動アシスト自転車、一般的な自転車と異なり急発進、速度が出やすい特徴がある。そのため、交通事故につながる危険性があることから、電動アシスト自転車に対する更なる法整備が必要ではないのか。

【回答】電動アシスト自転車は、駆動補助機付自転車とも呼ばれ、道路交通法施行規則で規定された基準「アシスト機能はモーターを使用」、「アシスト比率」等を満たし、同構造が容易に解除できないものと定められております。

最近では、電動アシスト自転車以外にも、電動アシスト自転車ではなく特定小型原動機付自転車でもない、原動機付自転車及び普通自動二輪車等のいわゆる「バイク」に区分されるペダル付き電動バイクが出てきており、これがインターネット等で電動アシスト自転車として販売されている現状です。

電動アシスト自転車、特定小型原動機付自転車、電動モビリティにつきましては、道路交通法で指導取締りを実施しております。

電動アシスト自転車は、いわゆる「自転車」ですので道路交通法に定める自転車として指導取締りを実施しています。

電動キックボード等で周知されている特定小型原動機付自転車は、令和5年7月1日の道路交通法の一部改正で法整備を行い、取締を実施しております。

「モペット」、「フル電動自転車」、「Eバイク」等の名称で販売されているペダル付き電動バイクは、原動機付き自転車、普通自動二輪等のいわゆる「バイク」として取締を実施しています。

(3) 【要望】パトロール要望について

最近、息子騙りの詐欺電話が流行しており、被害者が相手を息子だと思い込み、財産や家庭環境等について話してしまうと聞いている。犯人に財産や家庭環境などが知られてしまうことは非常に恐ろしいので、警察にパトロールをして欲しい。

【回答】 現在も交番勤務員、パトカー勤務員によるパトロールに努めておりますが、今後も積極的なパトロールに努めていきます。地域警察官は、交通事故や犯罪抑止を目的としたパトロールを実施していますが、要望のような具体的な通報、相談を受けた際は、一定期間、自宅を含む現場周辺のパトロールを実施して、犯罪の未然防止や不審者の発見に努めています。

警察官がパトロールをしていることを知っていただき、住民の方に安心していただくため、オレンジ色のパトロールカードを投函させていただくこともあります。

今後も制服勤務という武器を生かし、パトロール強化に努めていきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

協議会前に、水上警察隊による海上視察を実施した。